

手数料の見直し（案）

事務の名称	建築物環境衛生業者登録事務
-------	---------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
登録手数料	清掃業者	件	35,000	<u>36,700</u>	1,700
	空気環境測定業者	件	35,000	<u>36,700</u>	1,700
	空気調和用ダクト清掃業者	件	35,000	<u>36,700</u>	1,700
	飲料水水質検査業者	件	35,000	<u>36,700</u>	1,700
	飲料水貯水槽清掃業者	件	35,000	<u>36,700</u>	1,700
	排水管清掃業者	件	35,000	<u>36,700</u>	1,700
	ねずみ昆虫等防除業者	件	35,000	<u>36,700</u>	1,700
	環境衛生総合管理者	件	45,000	<u>47,200</u>	2,200